

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記の通り公表する。

平成 30 年 3 月 9 日

豊後大野市長 川野 文敏

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

清川町宮迫地区（更新）

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 30 年 2 月 22 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

【経営体数】

法人	経営体
個人	3 経営体
集落営農（任意組織）	組 織

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圖を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落の農業（農地）を保全するため、中心経営体が離農や規模縮小する農家の農地を借り受け、水稻等の作付を行い、農地を保全していく。畑地・樹園地については、ワйка桃や露地野菜の作付を行いながら農地を維持していく。
- ・中心となる経営体と連携する者や当面現状維持する農業者については、可能な範囲で農地の保全管理に努める。
- ・集落内の若年農業者が、農業経営で自立し集落を守っていけるように、優良農地を貸し出すなど、集落で協力し育成する。
- ・共同機械や作業委託等を十分に活用し、農業経営の低コスト化を図っていく。